

2025年度（第7回）日本口蓋裂学会認定師認定審査についての手引き

2025年9月

一般社団法人日本口蓋裂学会
認定師認定委員会 委員長 飯田征二

一般社団法人日本口蓋裂学会認定師認定委員会は日本口蓋裂学会認定師制度規則ならびに施行細則に基づいて、認定審査を下記の要領で実施します。

- 口唇裂・口蓋裂認定師（矯正歯科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（口腔外科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（形成外科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（音声言語分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（耳鼻咽喉科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（補綴歯科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（小児歯科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（その他の歯科分野）

なお、その他の歯科分野への申請者は、申請準備を始める前に簡単な経歴書と診療内容の概要を添えて認定師認定委員会に申し出てください。委員会で審議の上、審査分野を指定いたします。

また、本年度より申請書類は全て電子データでの審査になりますのでご注意ください。

1. 認定師申請資格

- 1) 認定師申請資格につきましては、下記の規則第3章の第5条、第6条、第7条、施行細則第5章の第15条、第16条、第17条に定められており、分野によって要件が異なりますので、規則、施行細則、共通手引き、該当分野の手引きの内容を十分ご確認のうえ準備を進めてください（後出：9. 参考資料）。
- 2) 分野によって資格要件の追加・修正がある場合がありますので、該当分野の最新の手引きを十分ご参照ください。
- 3) 2019年度から7年間に限り、暫定制度を実施します。施行細則第16条を参照してください（**今年度が最後になります**）。
- 4) 期間の要件として、学会入会日から申請締め切りの2025年12月31日までに5年以上経過していることを要します。また、規則の第5条 1), 2), 3)、第6条 1)の5年以上とは、2025年12月31日から遡って5年以上を意味します。
- 5) 申請者は、2025年度までの年会費を2025年12月31日までに納入済の者に限ります。

2. 提出書類

認定師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に電子データ（PDF）として提出してください。（ファイル名は、申請者氏名下記書類名〔番号を含む〕〔例：X田○子.4医療履歴書.pdf〕）としてください。

また、データのPDF化にあたっては、文字や図が鮮明で審査に適したものをご用意ください。

- 1) 認定申請書(書式 1)
- 2) 審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 3) 履歴書(書式 2)
- 4) 医療歴証明書(書式 3)
- 5) 免許証(医師、歯科医師、言語聴覚士)の写し、必要とされる分野は専門医などの指定の認定証の写し(A4 に縮小コピー)
- 6) 重点症例記録(書式 4) …分野ごとの規定あり
- 7) 報告症例記録(書式 5) …分野ごとの規定あり
- 8) 口唇裂口蓋裂治療における医療連携に関する小論文（ ）
- 9) 学術業績目録(書式 6) …分野ごとの規定あり
- 10) 認定師申請単位取得セミナー受講証(2 枚)(同一年の複数受講は認めない)のコピー
- 11) 暫定制度申請者用臨床実績目録(書式 7)

暫定制度対象者は、8), 書式 3, 4, 5, 6に代わり書式 7を提出してください。

※暫定制度利用者のみ

上記申請書類のデータを全てPDF化し、USBにデータを保管し、レターパックなど配達記録が残るものでご提出ください（申請に用いられるUSBのウイルスチェックをお願いします。また、申請に用いられたUSBは返却いたしません）。

紙媒体での提出ではなく、データでの提出となりますが、電子データでの申請対応が困難な場合は、事務局にご連絡ください。

3. 認定師認定審査料の納付

認定師認定審査料 10,000 円

所定の振替用紙にて本委員会郵便振替口座へ振り込んでください。

なお、既納の審査料は原則として返還しません。

* 通信欄に「認定師認定審査料」とご記載ください。

【ゆうちょ銀行から送金の場合】

郵便振替口座: 00170-0-489179

加入者名: 一般社団法人 日本口蓋裂学会

【他の金融機関から送金の場合】

銀行名: ゆうちょ銀行

支店名: 〇一九(ゼロイチキュウ)

店口座番号: 当座) 0489179

4. 書類提出期間

2025年11月4日（火）～12月31日（水）【消印有効】

5. 提出先住所

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F (株)春恒社内

一般社団法人日本口蓋裂学会 認定師認定委員会 宛

6. 申請書類の記入ならびに提出における注意

- 1) 申請書類は認定師申請書式をダウンロードして使用してください。書式1～7において自書・捺印の指定箇所は、黒インク、あるいは 黒ボールペンを用いて自書で記名、捺印してください。自書指定箇所以外は、ワープロ入力（明朝体推奨）してください。
- 2) 事務的資料（書式 1、2、3）の記載不備は、必要資料不足とされ、不備多数の場合は不合格となります。
- 3) 履歴書（書式 2）は、学会入会年月日をご確認の上、入職日から退職期日を含めて正確に記入し作成してください。
- 4) 医療歴証明書（書式 3）は、履歴書で記載された5年以上の口唇裂口蓋裂治療に従事したことを証明するものです。過去に勤務した施設を含め口唇裂口蓋裂治療を実施した当該施設長（診療科長を含む）による在職証明、もしくは当該分野の評議員によって認定していただきます。複数の施設で実施した場合は、それぞれの施設の証明書を必要とします。なお、申請内容に疑義が生じた場合、学会ならびに認定師認定委員会が審議、調査をしたり、学会が一旦認定した資格が取り消されることがあることを予めご承知ください。
- 5) 臨床能力評価資料（書式 4、5）の記載内容の条件は、各分野で異なります。該当の分野の手引き（別紙）を参考に記載してください。なお、記載の不備は、不合格・再審

査の対象になります。

- 6) 口唇裂口蓋裂治療における医療連携に関する小論文は所定の課題に対して400字程度で記載してください。
- 7) 学術業績目録（書式 6）は、分野ごとの規定にしたがって記載してください。
- 8) 暫定制度での申請では、上記 6)、書式 3、4、5、6 の代わりに臨床実績目録（書式 7）のみを提出していただきます。5 年間の診療症例数（治療患者数）の合計が、25 例以上を申請要件とします。また、他の分野との医療連携についても記載してください。
- 9) 年月日記載は、西暦表記に統一してください。
- 10) 締め切り後に到着した申請書類は、受理いたしません。
- 11) 歯科領域に関する用語に関しては、下記を参照してください。
日本歯科医学会学術用語集 第 2 版
<https://www.jads.jp/publication/yougo/>

7. 認定審査の方法

- 1) 認定師認定委員会で、提出された書類の審査を行い、資格の合否を内定します。これを理事会に上申し、審議ならびに承認後、合否が決定します。

審査結果は、理事長が申請者に通知します。合格者は、登録料 10,000 円を所定の口座に払い込んでください。その後、理事長が学会の認定師登録原簿に登録のうえ公示し、認定証を交付します。なお、認定師資格は、5 年毎に資格更新審査が行われますことをご留意ください。

- 2) 呈示症例の内容が本学会の求めるところに至らない場合には、1度のみ申請者に対して再提出を求めますが、再提出された書類等の内容が十分でない場合は、当該年度の判定を「保留」とし、次年度に再申請していただくことになります。

8. 保留判定者の再審査について

呈示症例の問題から判定が「保留」となった場合、翌年度の認定師審査においてのみ、再審査申請を認めますので、下記要領に従って申請してください。申請年度の審査委員会において新たに審査し、合否を決定いたします。

再審査料 5,000 円

提出書類

- 1) 認定申請書(書式 1) 再審査である旨を明記
- 2) 審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 3) 重点症例記録(書式 4) …分野ごとの規定あり
- 4) 報告症例記録(書式 5) …分野ごとの規定あり
- 5) その他審査にて不備が指摘された書類

9. 参考資料（日本口蓋裂学会認定師制度規則、施行細則より抜粋）

＜規則＞

第 3 章 認定師申請資格

第 5 条（認定師申請資格）以下の条件をすべて満たすものとする。

- 1) 各職種の免許証を取得後 5 年以上経過しているもの
- 2) 5 年以上引き続いて日本口蓋裂学会の正会員であるもの
- 3) 口唇裂・口蓋裂医療に 5 年以上従事し、第 7 条に定める記録を有するもの
- 4) 口唇裂・口蓋裂に関係する業績を有するもの。内容要件は手引きに定める。
- 5) 日本口蓋裂学会総会・学術集会において開催される教育セミナーを 2 回以上受講していること。ただし、同一年の複数の受講証明は認めない。

第 6 条（従事期間、施設の条件）

- 1) 期間：口唇裂・口蓋裂医療に 5 年以上従事することを必要とする。その証明は、口唇裂・口蓋裂治療に従事した施設の長（診療科長を含む）もしくは日本口蓋裂学会社員（評議員）が行う。
- 2) 施設：医療施設を基本とするが、医療施設以外は手引きに記載された施設とする。

第 7 条（医療記録）申請者は、申請までに口唇裂・口蓋裂の医療に関与した症例について、所定の用紙に病歴要約と他領域との治療協力体制について記載する。記載すべき内容および症例数は各領域別に手引きに公示する。

＜施行細則＞

第 5 章 認定師申請資格および申請書類

第 15 条 医師、歯科医師、言語聴覚士の免許を 5 年以上有し、かつ本学会会員歴 5 年以上の臨床経験を有するものとする。

第 16 条 認定師認定制度を開始する 2019 年度から 7 年間に限り、現評議員並びに評議員経験者には暫定制度を実施する。なお、十分な診療経験を有し、指導的立場として本学会に多大な貢献が認められる会員においては認定師認定委員会からの推薦をもって理事会で審議の上、暫定制度での申請を認める。

第 17 条 認定師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書と所定の審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 2) 免許証(医師、歯科医師、言語聴覚士)の写し、必要とされる分野は専門医などの指定の認定証の写し
- 3) 履歴書
- 4) 医療歴証明書
- 5) 症例記録
- 6) 小論文
- 7) 学術業績目録
- 8) 認定師申請単位取得セミナー受講証(2 枚)(同一年の複数受講は認めない)
ただし、暫定制度対象者は、4), 5), 6), 7)に代わり、9)を提出することとする。
- 9) 臨床実績目録

10. 個人情報の取り扱いについて

- 1) 申請書類は 3 年間事務局にて保管した後、紙書類は裁断処理、電子データの抹消をいたします。保管・廃棄に当たっては個人情報保護法を遵守します。
- 2) 日本口蓋裂学会個人情報保護方針に基づき、収集した個人情報は認定師認定審査の目的に利用し、他の目的には利用いたしません。
- 3) 申請書類作成に際しては、電子媒体を利用することにより情報漏洩の機会が増えます。特に症例記録には要配慮個人情報（機微情報）に当たる情報が存在しますので、申請者自身の責任としてデータをロックするなどして厳重に取り扱うように努めて下さい。
- 4) 個人が特定される可能性のある症例や臨床写真については、申請者自身が患者への十分な説明のもとに同意を得てください。また、申請者の責任のもとに提示方法にも配慮してください。

11. 問い合わせ先

症例内容などの学術的質問、あるいは申請書類の記入方法、申請方法などの事務的質問は、日本口蓋裂学会事務局に、所属分野とご氏名を申し出て、メールでお問い合わせください。

日本口蓋裂学会事務局

E-Mail: jcpa-office@shunkosha.com